

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 北海道財務局長

【提出日】 令和6年2月13日

【四半期会計期間】 第74期第3四半期(自 令和5年10月1日 至 令和5年12月31日)

【会社名】 株式会社北弘電社

【英訳名】 KITA KOUDENSHA Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高橋 龍夫

【本店の所在の場所】 札幌市中央区北11条西23丁目2番10号

【電話番号】 011-640-2231

【事務連絡者氏名】 管理統括室 関谷 繁淑
経理部長

【最寄りの連絡場所】 札幌市中央区北11条西23丁目2番10号

【電話番号】 011-640-2231

【事務連絡者氏名】 管理統括室 関谷 繁淑
経理部長

【縦覧に供する場所】 証券会員制法人札幌証券取引所

(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第73期	第74期	第73期
		第3四半期累計期間	第3四半期累計期間	第3四半期累計期間
会計期間		自 令和4年4月1日 至 令和4年12月31日	自 令和5年4月1日 至 令和5年12月31日	自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日
売上高	(千円)	10,433,382	10,226,867	13,301,801
経常利益又は経常損失()	(千円)	1,697,887	355,882	2,064,358
四半期純利益又は 四半期(当期)純損失()	(千円)	1,664,653	825,633	2,880,902
持分法を適用した 場合の投資利益	(千円)	14,883	-	24,071
資本金	(千円)	840,687	840,687	840,687
発行済株式総数	(株)	650,000	650,000	650,000
純資産額	(千円)	1,442,075	1,844,744	2,638,814
総資産額	(千円)	7,595,382	8,793,829	7,415,354
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期(当期)純損失()	(円)	2,639.56	1,309.17	4,568.11
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	-	-	-
1株当たり配当額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	19.0	21.0	35.6

回次		第73期	第74期
		第3四半期会計期間	第3四半期会計期間
会計期間		自 令和4年10月1日 至 令和4年12月31日	自 令和5年10月1日 至 令和5年12月31日
1株当たり四半期純利益 又は1株当たり四半期純損失()	(円)	616.47	884.51

(注) 1. 第73期第3四半期累計期間及び第73期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第74期第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度における主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している以下の主要なリスクが発生しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、当社ビジネス統括本部内線統括部の太陽光発電所建設工事の工事コストの大幅な増加などにより、前事業年度まで3期連続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上いたしました。また、当第3四半期におきましては、引き続き同案件のコスト増の影響はありましたが、既存工事が順調に推移したことから営業利益417,529千円、経常利益355,882千円、損害賠償損失引当金戻入及び寄附金収入などによる特別利益の計上により四半期純利益は825,633千円となりましたが、債務超過解消までには至らず1,844,744千円の債務超過となりました。このため、当社の資金繰り計画に重要な影響があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認められます。

このような状況により、当社は、継続企業の前提に重要な事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社は、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項（継続企業の前提に関する事項）」に記載の対応策を実行することで、当該状況を解消し、収益力の改善、長期資金の確保及び財政状態の改善に努めてまいります。

上場廃止に関するリスク

当社は、令和6年1月9日開催の取締役会において、当社の臨時株主総会における特別決議による承認を得られることを前提として、効力発生日を令和6年4月15日（予定）、三菱電機株式会社を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、両社間で株式交換契約書を締結いたしました。

令和5年6月30日付けで公表した「債務超過解消に向けた計画について」のとおり、単独での債務超過解消の取り組みについても進めてはいるものの、かかる取り組みにより早期かつ抜本的に経営状況を改善するには至っておらず、上場維持及び事業の継続は困難な状況にあります。

そのような状況を踏まえ、当社は、上場廃止さらには経営破綻による当社の株主の皆様、取引先や取引銀行をはじめとするステークホルダーへの不利益を回避するため、本株式交換を行うことが事業継続及び企業価値の維持向上の観点からも最善であると判断いたしました。

また、本株式交換の効力発生日（令和6年4月15日（予定））に先立ち、当社は、証券会員制法人札幌証券取引所において令和6年4月11日付で上場廃止（最終売買日は令和6年4月10日）となる予定となっております。

当社は、令和5年6月30日に公表いたしました「債務超過解消に向けた計画について」及び令和5年8月8日に公表いたしました「債務超過解消に向けた計画に基づく進捗状況について」に記載のとおり、今後も継続して中長期経営計画に基づいた施策を確実かつ迅速に推進し、収益改善を図るとともに財務状態の安定化に向けあらゆる手段を検討し債務超過の解消に努めてまいります。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期累計期間における北海道経済は、個人消費は人流の回復を背景に緩やかに増加しており、公共投資の増加、設備投資は持ち直しの動きが見られるなど、一部に弱さがみられるものの、緩やかに景気は回復の兆しが見られる状況にあります。一方でウクライナ情勢などの長期化や急激な円安に伴うエネルギー価格の高騰、慢性的な労働者不足や建設資材価格の高騰による建設コストの上昇など、依然として先行きは不透明な状況が続いており、今後の経済活動を注視していく必要が生じております。

このような環境のもと、当第3四半期累計期間の売上高は10,226,867千円で、屋内配線工事の減少などにより、前年同期と比較して206,514千円の減収となりました。

損益につきましても売上高の減少や利益の悪化などにより、経常利益は355,882千円（前年同期は1,697,887千円の経常損失）、四半期純利益は825,633千円（前年同期は1,664,653千円の四半期純損失）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

<屋内配線工事>

太陽光案件等の売上高の減少により、当第3四半期累計期間の売上高は5,202,945千円となり、前年同期比644,134千円(11.0%)の減収となりました。

<電力関連工事>

地中線工事及び発変電工事の増加により、当第3四半期累計期間の売上高は3,486,767千円となり、前年同期比267,835千円(8.3%)の増収となりました。

<F A 住宅環境設備機器>

設備機器物件の増加により、当第3四半期累計期間の売上高は997,308千円となり、前年同期比160,690千円(19.2%)の増収となりました。

<産業設備機器>

設備機器物件の増加により、当第3四半期累計期間の売上高は539,845千円となり、前年同期比9,094千円(1.7%)の増収となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当四半期会計期間末における資産合計は、前事業年度末比1,378,474千円(18.6%)増加の8,793,929千円となりました。

流動資産合計は、前事業年度末比1,574,809千円(25.2%)増加の7,829,887千円となりました。

これは主に、現金預金が657,349千円減少したものの、受取手形・完成工事未収入金等が2,364,436千円、未成工事支出金が123,885千円増加したこと等によるものです。

固定資産合計は、前事業年度末比196,334千円(16.9%)減少の963,942千円となりました。

これは主に、投資有価証券が186,083千円減少したこと等によるものです。

(負債)

負債合計は、前事業年度末比584,403千円(5.8%)増加の10,638,573千円となりました。

これは主に未払金が476,570千円、損害賠償損失引当金が337,537千円、未成工事受入金が317,369千円、工事損失引当金が244,340千円減少したものの、短期借入金が1,186,000千円、支払手形及び買掛金が468,568千円増加したこと等によるものです。

(純資産)

純資産合計は、前事業年度末比794,070千円増加の1,844,744千円となりました。

この結果、自己資本比率は21.0%となりました。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について、重要な変更はありません。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

記載すべき事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,280,000
計	2,280,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (令和5年12月31日)	提出日現在発行数(株) (令和6年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	650,000	650,000	札幌証券取引所	単元株式数は100株であります。
計	650,000	650,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
令和5年10月1日～ 令和5年12月31日		650,000		840,687		687,087

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(令和5年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

令和5年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 19,300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 627,200	6,272	
単元未満株式	普通株式 3,500		
発行済株式総数	650,000		
総株主の議決権		6,272	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式45株が含まれております。

【自己株式等】

令和5年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 北弘電社	札幌市中央区 北11条西23丁目2-10	19,300		19,300	2.97
計		19,300		19,300	2.97

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)及び「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(令和5年10月1日から令和5年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(令和5年4月1日から令和5年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、監査法人銀河による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、合同会社フォーエバーエナジーの持分を清算に向けて100%としており、子会社に該当しますが、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省第28号)第5条第1項により支配が一時的であるため、連結の範囲に含めておらず、かつ、当社は当該子会社の他に子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和5年3月31日)	当第3四半期会計期間 (令和5年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	1,465,617	808,268
受取手形・完成工事未収入金等	1 4,289,671	1、2 6,654,107
商品	121,327	142,530
未成工事支出金	49,956	173,842
その他	398,887	98,362
貸倒引当金	70,383	47,224
流動資産合計	6,255,078	7,829,887
固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物(純額)	412,515	399,982
その他(純額)	389,916	409,464
有形固定資産合計	802,431	809,447
無形固定資産		
無形固定資産	52,096	36,359
投資その他の資産		
投資有価証券	246,089	60,006
破産更生債権等	466,864	435,341
その他	45,108	43,578
貸倒引当金	452,314	420,791
投資その他の資産合計	305,748	118,134
固定資産合計	1,160,276	963,942
資産合計	7,415,354	8,793,829
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,411,791	1,880,360
工事未払金	523,619	623,546
短期借入金	5,100,000	6,286,000
未払金	1,047,517	570,946
未払法人税等	11,855	53,925
未成工事受入金	401,115	83,745
賞与引当金	92,073	45,555
工事損失引当金	343,065	98,724
工事補償損失引当金	34,453	16,167
損害賠償損失引当金	337,537	-
その他	81,867	280,823
流動負債合計	9,384,896	9,939,796
固定負債		
退職給付引当金	583,726	614,541
役員退職慰労引当金	14,800	20,800
その他	70,747	63,436
固定負債合計	669,273	698,777
負債合計	10,054,169	10,638,573

(単位：千円)

	前事業年度 (令和5年3月31日)	当第3四半期会計期間 (令和5年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	840,687	840,687
資本剰余金	687,108	687,108
利益剰余金	4,192,781	3,367,147
自己株式	30,136	30,136
株主資本合計	2,695,122	1,869,488
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	56,307	24,744
評価・換算差額等合計	56,307	24,744
純資産合計	2,638,814	1,844,744
負債純資産合計	7,415,354	8,793,829

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自令和4年4月1日 至令和4年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自令和5年4月1日 至令和5年12月31日)
売上高		
完成工事高	9,066,012	8,689,713
商品売上高	1,367,369	1,537,154
売上高合計	10,433,382	10,226,867
売上原価		
完成工事原価	9,960,790	7,658,059
商品売上原価	1,151,989	1,312,913
売上原価合計	11,112,779	8,970,972
売上総利益		
完成工事総利益又は完成工事総損失()	894,777	1,031,654
商品売上総利益	215,380	224,240
売上総利益又は売上総損失()	679,397	1,255,895
販売費及び一般管理費	989,786	838,365
営業利益又は営業損失()	1,669,184	417,529
営業外収益		
受取利息	1,165	14
受取配当金	19,077	5,864
為替差益	-	7,514
保険解約返戻金	3,146	-
その他	15,758	13,541
営業外収益合計	39,148	26,935
営業外費用		
支払利息	67,381	88,533
その他	469	50
営業外費用合計	67,851	88,583
経常利益又は経常損失()	1,697,887	355,882
特別利益		
固定資産売却益	30,015	4,801
投資有価証券売却益	-	74,872
損害賠償損失引当金戻入額	-	2 229,970
寄附金収入	-	3 170,623
その他特別利益	-	4 27,000
特別利益合計	30,015	507,267
特別損失		
固定資産売却損	3,853	-
ゴルフ会員権売却損	833	360
過年度決算訂正関連費用	1 6,000	-
特別損失合計	10,687	360
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	1,678,560	862,789
法人税等	13,906	37,156
四半期純利益又は四半期純損失()	1,664,653	825,633

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社は、当社ビジネス統括本部内線統括部の太陽光発電所建設工事の工事コストの大幅な増加などにより、前事業年度まで3期連続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上いたしました。また、当第3四半期におきましては、引き続き同案件のコスト増の影響はありましたが、既存工事が順調に推移したことから営業利益417,529千円、経常利益355,882千円、損害賠償損失引当金戻入額及び寄附金収入などによる特別利益の計上により四半期純利益は825,633千円となりましたが、債務超過解消までには至らず1,844,744千円の債務超過となりました。このため、当社の資金繰り計画に重要な影響があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認められます。

当社は、当該状況を解消すべく、以下の対応策を実行し収益力の改善、長期資金の確保及び財政状態の改善に努めてまいり所存であります。

(1) 収益力の改善

当社の損失計上の原因は、特定の太陽光発電所建設工事に関わる案件の工事コストの増加であり、当該案件を除く他案件の収益性は引き続き維持していることから、当該案件のコスト増を抑制しつつ他案件で確実に利益を確保することにより業績の回復を図ります。加えて、顧客・株主を含めた関係者・取引先との連携を深め、そこから創出される新たな売上拡大と利益の上積みによって更なる改善に向けて既存事業の強化を図り、営業利益率5%台の確保と再生可能エネルギー事業の拡大と新たな営業地域の拡大を目指してまいります。

(2) 長期資金の確保及び財政状態の改善

当社は、令和6年1月9日開催の取締役会において、当社の臨時株主総会における特別決議による承認を得られることを前提として、効力発生日を令和6年4月15日(予定)、三菱電機株式会社を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、両社間で株式交換契約書を締結いたしました。

今後も財政状態の改善を企図して、資本関係の増強、資金繰りへの協力、事業連携の可能性を検討し支援を受けるべく協議を進めてまいります。

また、取引金融機関に対し適時に当社の経営状況及び財政状態を報告し、ご理解を得ることによって良好な関係を維持し、資金調達による長期資金の確保に引き続き努めてまいります。

しかしながら、上記対応策は実施途上であり、今後の営業損益及び財政面に及ぼす影響の程度や期間について不確実性があることから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期財務諸表に反映しておりません。

(四半期貸借対照表関係)

1 手形裏書譲渡高

	前事業年度 (令和5年3月31日)	当第3四半期会計期間 (令和5年12月31日)
受取手形裏書譲渡高	92,027千円	90,296千円

2 四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第3四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形が、四半期会計期間末残高に含まれております。

	前事業年度 (令和5年3月31日)	当第3四半期会計期間 (令和5年12月31日)
受取手形	千円	3,991千円

(四半期損益計算書関係)

1 過年度決算訂正関連費用

前第3四半期累計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年12月31日)

当社は、前事業年度において、当社ビジネス統括本部内線統括部の太陽光発電所建設工事に関わる案件の過去の会計処理の誤りの可能性について、特別調査委員会を設置し、同委員会の調査結果により判明した事実を反映して過年度の決算の訂正を行い、令和3年10月27日に有価証券報告書の訂正報告書を北海道財務局長に提出いたしました。

当該訂正に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき課徴金納付命令を発出するよう勧告が行われ、当社に対する6,000千円の課徴金納付命令決定がなされたため、当該費用を過年度決算訂正関連費用として計上しております。

当第3四半期累計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年12月31日)

該当事項はありません。

2 損害賠償損失引当金戻入額

前第3四半期累計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年12月31日)

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年12月31日)

太陽光発電所建設工事の遅延に伴う発注者様への賠償発生見込額を見積り計上しておりました引当金の一部について、発注者様と合意が成立したことに伴い、確定額との差額を戻し入れたものであります。

3 寄附金収入

前第3四半期累計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年12月31日)

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年12月31日)

当社の事業活動に賛同いただいた国内企業グループ様より、社会貢献活動の一環として、社会インフラ・再生可能エネルギー事業に対する協賛金として受領したものであります。

4 その他特別利益

前第3四半期累計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年12月31日)

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年12月31日)

当社は、業務委託料の支払いを求める訴訟を受け係争中でありましたが、和解が成立致しましたので、令和4年3月期の決算において未払計上しておりました金額から和解金額を控除した差額分を特別利益として計上したものであります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年12月31日)
減価償却費	48,950千円	43,142千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年12月31日)

1. 配当金支払額
該当事項はありません。
2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年12月31日)

1. 配当金支払額
該当事項はありません。
2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(持分法損益等)

	前事業年度 (令和5年3月31日)	当第3四半期会計期間 (令和5年12月31日)
関連会社に対する投資の金額	- 千円	- 千円
持分法を適用した場合の投資の金額	- 千円	- 千円

	前第3四半期累計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年12月31日)
持分法を適用した場合の投資利益の金額	14,883千円	- 千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額	合計
	屋内配線 工事	電力関連 工事	F A住宅環 境設備機器	産業設備 機器	計		
売上高							
外部顧客への売上高	5,847,080	3,218,932	836,618	530,751	10,433,382	-	10,433,382
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	118,313	238,422	35,899	392,634	392,634	-
計	5,847,080	3,337,245	1,075,040	566,650	10,826,016	392,634	10,433,382
セグメント利益 又はセグメント損失()	1,440,917	546,139	173,876	41,503	679,397	-	679,397

(注) セグメント利益又はセグメント損失()の合計額は、四半期損益計算書の売上総損失と一致しております。

当第3四半期累計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額	合計
	屋内配線 工事	電力関連 工事	F A住宅環 境設備機器	産業設備 機器	計		
売上高							
外部顧客への売上高	5,202,945	3,486,767	997,308	539,845	10,226,867	-	10,226,867
セグメント間の内部売上高 又は振替高	47	200	151,272	249,174	400,693	400,693	-
計	5,202,992	3,486,967	1,148,580	789,020	10,627,561	400,693	10,226,867
セグメント利益	477,275	554,378	184,921	39,319	1,255,895	-	1,255,895

(注) セグメント利益の合計額は、四半期損益計算書の売上総利益と一致しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前第3四半期累計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				
	屋内配線工事	電力関連工事	F A 住宅環境設備 機器	産業設備機器	計
官民別					
官公庁	571,942	1,237	3,919	-	577,099
民間	5,275,137	3,217,695	832,698	530,751	9,856,283
計	5,847,080	3,218,932	836,618	530,751	10,433,382
収益認識の時期					
一時点で移転される財	557,468	427,195	825,176	530,751	2,340,592
一定期間にわたり移転 されるサービス	5,289,611	2,791,737	11,441	-	8,092,790
計	5,847,080	3,218,932	836,618	530,751	10,433,382

当第3四半期累計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				
	屋内配線工事	電力関連工事	F A 住宅環境設備 機器	産業設備機器	計
官民別					
官公庁	1,275,723	327,087	16,761	-	1,619,571
民間	3,927,222	3,159,680	980,546	539,845	8,607,296
計	5,202,945	3,486,767	997,308	539,845	10,226,867
収益認識の時期					
一時点で移転される財	590,292	343,996	984,536	539,845	2,458,671
一定期間にわたり移転 されるサービス	4,612,653	3,142,770	12,771	-	7,768,196
計	5,202,945	3,486,767	997,308	539,845	10,226,867

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年12月31日)
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失()	2,639円56銭	1,309円17銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	1,664,653	825,633
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は 普通株式に係る四半期純損失()(千円)	1,664,653	825,633
普通株式の期中平均株式数(株)	630,655	630,655

(注) 前第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。当第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(株式交換契約の締結)

当社は、令和6年1月9日開催の取締役会において、当社の臨時株主総会における特別決議による承認を得られることを前提として、効力発生日を令和6年4月15日(予定)、三菱電機株式会社(以下「三菱電機」といい、当社と総称して「両社」といいます。)を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、両社間で株式交換契約書(以下「本株式交換契約書」といいます。)を締結いたしました。

また、本株式交換の効力発生日(令和6年4月15日(予定))に先立ち、当社株式は、証券会員制法人札幌証券取引所(以下「札幌証券取引所」といいます。)において令和6年4月11日付で上場廃止(最終売買日は令和6年4月10日)となる予定です。

1. 本株式交換の目的

当社は、小形風力発電事業撤退、太陽光発電所建設工事及びその他の一部の案件に起因する多額の損失により、令和5年3月期において、営業損失2,059,254千円、経常損失2,064,358千円、当期純損失2,880,902千円を計上し、2,638,814千円の債務超過となりました。これにより、当社は、令和5年6月29日に、同日付で札幌証券取引所より、株券上場廃止基準第2条第1項第5号の規定に基づき、猶予期間を令和5年4月1日から令和6年3月31日とする上場廃止に係る猶予期間入り銘柄の通知を受けました。

その後、令和5年6月30日付けで公表した「債務超過解消に向けた計画について」のとおり、単独での債務超過解消の取り組みについても進めてはいるものの、かかる取り組みにより早期かつ抜本的に経営状況を改善するには至っておらず、上場維持及び事業の継続は困難な状況にあります。

そのような状況を踏まえ、当社は、上場廃止さらには経営破綻による当社の株主の皆様、取引先や取引銀行をはじめとするステークホルダーへの不利益を回避するため、本株式交換を行うことが事業継続及び企業価値の維持向上の観点からも最善であると判断いたしました。

2. 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容

本株式交換の方法

三菱電機を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、三菱電機については、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の決議による承認を受けずに行う予定であり、また、当社については、令和6年3月4日に開催予定の臨時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を受けた上で行う予定です。

本株式交換の日程は、以下の通りであります。

本株式交換契約の執行役員会議決定日(三菱電機)	令和6年1月9日
本株式交換契約締結の取締役会決議日(当社)	令和6年1月9日
本株式交換契約締結日(両社)	令和6年1月9日
臨時株主総会基準日公告日(当社)	令和6年1月9日
臨時株主総会基準日(当社)	令和6年1月24日
本株式交換契約承認臨時株主総会開催日(当社)	令和6年3月4日(予定)
最終売場日(当社)	令和6年4月10日(予定)
上場廃止日(当社)	令和6年4月11日(予定)
本株式交換の予定日(効力発生日)(両社)	令和6年4月15日(予定)

本株式交換の日程は、現時点における予定であり、今後、本株式交換に係る手続き進行上の必要性その他の事由により、または、両社の合意により上記日程に変更が生じる可能性があります。

本株式交換に係る割当ての内容

	三菱電機 (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る株式の割合比率	1	0.260
本株式交換により交付する株式数	三菱電機の普通株式：118,834株(予定)	

3. 本株式交換に係る割当ての根拠

両社は、株式交換比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、受領した株式交換比率算定書及び財務の見地からの助言、両社に対して実施されたデューデリジェンスの結果等を踏まえ、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要素を総合的に勘案した上で、両社間での交渉・協議を重ね慎重に検討した結果、上記「2. 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率が妥当であると判断しました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

4. 本株式交換の相手会社の概要

(1) 名称	三菱電機株式会社
(2) 所在地	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
(3) 代表者の役職・氏名	執行役社長 漆間 啓
(4) 事業内容	インフラ、インダストリー・モビリティ、ライフ、ビジネス・プラットフォーム等の製品の開発、製造、販売、サービス
(5) 資本金	175,820百万円(令和5年9月30日現在)

5. その他

当社は、令和6年1月9日開催の取締役会において、本株式交換が令和6年3月4日開催予定の臨時株主総会における特別決議により承認されることを条件に、令和6年3月期の期末配当を行わないことを決議しております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和6年2月13日

株式会社北弘電社
取締役会 御中

監査法人 銀 河 北海道事務所

代表社員 公認会計士 木 下 均
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 弓 立 恵 亮

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社北弘電社の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第74期事業年度の第3四半期会計期間（令和5年10月1日から令和5年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（令和5年4月1日から令和5年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社北弘電社の令和5年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度まで3期連続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上した。当第3四半期累計期間において営業利益417,529千円、経常利益355,882千円を計上し、特別利益の計上により四半期純利益は825,633千円となったものの、1,844,744千円の債務超過となっている。このため、会社の資金繰り計画に重要な影響があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は、令和6年1月9日開催の取締役会において、会社の臨時株主総会における特別決議による承認を得られることを前提として、効力発生日を令和6年4月15日（予定）、三菱電機株式会社を株式交換完全親会社とし、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、両社間で株式交換契約書を締結している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。